

平成28年度県予算・施策に対する

要 望 書

平成27年11月

新潟県町村会

平素は、県内町村の自治振興につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国は、人口減少と高齢化の進展、長期にわたる経済の低迷、そして近年相次いで発生する災害などの影響により、社会的な活力が失われつつあります。

県内の町村においても、地域産業の低迷による税収減等歳入不足、過疎化、高齢化による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、集落の衰退等、多くの課題に直面しております。

こうした課題に対応するためには、県と市町村が認識を共有し、緊密な連携の下、施策を進めていく必要があります。

つきましては、別記要望事項は地域住民が実現を期待している重要課題でありますので、明年度県予算編成並びに施策の作成にあたりましては、その実現についてご高配を賜りますとともに、国の予算並びに施策に対しても、県からの積極的な意見・提言などによりその実現が図られますよう、特段のお力添えをお願い申し上げます。

平成27年11月

新潟県町村会

会 長 渡 邊 廣 吉



目 次

1	県と町村との間の行政施策の連携について……………	1
2	地方創生の推進について……………	1
3	災害対策の推進について……………	1
4	過疎地域対策等の推進について……………	2
5	少子化社会対策の充実強化について……………	2
6	地域医療対策の推進について……………	3
7	高齢者・障害者保健福祉施策の推進について……………	4
8	地域商工業対策等の推進について……………	4
9	農業・農村対策の推進について……………	5
10	林業振興と森林保全対策の拡充強化について……………	6
11	野生動物の保護と農林水産物の被害防止対策について……………	6
12	道路の整備促進について……………	7
13	下水道事業等の推進について……………	7
14	地域交通対策の推進について……………	7
15	教育施策の推進及び学校支援体制の充実について……………	8
16	離島地域の振興について……………	9
17	国への働きかけについて……………	9

1 県と町村との間の行政施策の連携について

(1) 事前調整の強化

町村の施策や財政に大きな影響を与える県単事業の創設、拡充等にあたっては、事前に町村との間で十分な調整を行うこと。

(2) 「県と市町村の協議の場」の活用

(1) の調整にあたっては、必要に応じ「県と市町村の協議の場」を活用すること。

2 地方創生の推進について

(1) 新潟県創生総合戦略の推進について

新潟県創生総合戦略の実施にあたり、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心に積極的な推進を図るとともに、市町村間の取り組みに関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うこと。

3 災害対策の推進について

(1) 原子力発電所に係る防災対策の推進

昨年3月に「新潟県広域避難の行動指針」が策定されたところであるが、課題も残っていることから、引き続き、国、市町村、関係機関と十分に検討を重ね、地域住民の不安が解消されるよう、特に以下の点について、適切な対策を講じること。

- ・避難対応の円滑化（避難先、避難ルートの確保）
- ・避難道路の整備（耐震化整備、スマートIC整備）
- ・PAZ圏外の安定ヨウ素剤配布に関する仕組みの構築

(2) 豪雪災害対策の拡充

近年、異常豪雪により平年と比較して積雪量が多く、豪雪災害の危険性が高まっているが、災害救助法の適用基準に満たない豪雪災害に際し、被災者の保護が早期に図られるよう、累年平均最大積雪深の基準値を下げるなど、災害救助条例の適用基準を緩和すること。

(3) 河川関係予算の確保

洪水等による災害の未然防止を図るため、公共事業の採択が困難な小規模の河川改修、河川施設整備、河川維持事業などの河川関係予算を確保するとともに、各事業を着実に推進すること。

(4) 砂防関係事業等の推進

集中豪雨や融雪期に多発する土砂災害から、住民の生命と財産を守り、県土の保全と民生の安定を期すため、砂防事業及び地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊防止事業並びに、雪崩対策事業を強力に推進すること。

(5) 海岸保全施設の整備

日本海の過酷な海象からの国土保全及び地域の観光資源としての魅力ある海岸環境を形成するため、海岸の侵食対策事業を促進し、早期の海岸保全施設の整備を図ること。

(6) 新型インフルエンザ対策の実施

新型インフルエンザ対策については、県行動計画及び新型インフルエンザ等対策対応指針(県版ガイドライン)が作成されたところであるが、市町村が実施主体となる住民接種等について、その体制整備や具体的な実施方法について、医師会や医療機関等と連携した支援を行うこと。

4 過疎地域対策等の推進について

(1) 過疎地域の保健・医療対策の充実強化

過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び看護師等医療従事者の確保を積極的に図るなど、過疎地域での医療体制が整うよう各種施策を推進すること。

(2) 集落対策と交流・定住の推進

山間地の集落が持つ機能を維持するため、町村が実施する集落対策の取り組みに対して積極的な支援措置を講じること。

また、地域間交流、定住対策を推進するとともに、伝統文化等の継承・発展を図るため、人材の育成、確保を支援すること。

(3) 高齢化集落の冬期間の生活等確保

高齢化が著しく、人の確保が困難となっている集落の、冬期間の安全・安心な暮らしを確保するため、市町村等が行う事業に対する支援を行うこと。

また、特定地域の自立・安全を支援する事業の採択要件の緩和や、ハード事業の補助率の嵩上げなど、地域の実情に合った弾力的な運用を講じること。

5 少子化社会対策の充実強化について

(1) 子ども医療費助成事業の拡充等

子どもの医療費助成については、平成28年度から交付金化されることとなったが、その制度

設計にあたっては、用途の拡大を図るとともに、予算額を大幅に増額すること。

(2) 人口減対策の推進

将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現に向けて、平成9年をピークに減少傾向にある本県の人口減問題に積極的に取り組むこと。

また、その際、子どもを産み育てる環境の整備や教育内容の充実、働く場の創出をはじめとする雇用環境の整備など総合的に検討すること。

6 地域医療対策の推進について

(1) 医師及び診療機能の確保

県立病院の医師の確保、診療機能の存続・拡充を図ること。

特に、産婦人科、小児科の医師不足が深刻化していることから、早急に医師確保の取り組みを強化すること。

(2) 医師の適正配置による医療の確保

医師の地域間の偏在を是正するため、過疎・へき地等への勤務を義務付けるなど、具体的な方策により地域医療を確保すること。

(3) 医師に対する支援の強化

勤務医の研修機会の充実を図るとともに、勤務条件等についても負担軽減を図るなど、魅力的な職場環境の整備を進めること。

(4) 地域医療を志向する医師等の養成

医学部教育における地域医療に関する教育の充実など、へき地勤務等の地域医療を志向する医師及び看護師を養成するための方策を推進すること。

また、保健師、助産師、管理栄養士等についても、その養成、確保を図ること。加えて、県立病院に附属する看護職養成学校の増設に早期に取り組むこと。

(5) 後期高齢者の健康診査に対する公費助成

新潟県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者の健診事業に対する県の公費助成を行うこと。

(6) 新潟県ドクターヘリ事業の体制整備

ドクターヘリは、平成28年秋に2機目の就航が予定されているところであるが、地域住民の救命効果の向上や後遺障害の軽減を図り、県民が安全で安心して暮らせるよう、運航体制の整備を図るとともに、搭乗する医師及び看護師の育成を強化すること。

7 高齢者・障害者保健福祉施策の推進について

(1) 町村業務に対する支援策の充実

町村が行う相談・支援業務が充実するよう、財政支援及び専門職員などの人材確保支援を充実すること。

(2) 地域活動支援センターに対する財政支援

地域活動支援センターの基礎的事業の事業費について、県費による負担を行うこと。

(3) 高齢者・障害者向け住宅の整備に対する財政支援

高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進するため、「高齢者・障害者向け安心住まいる整備補助事業」の要件を緩和するとともに、補助基準額の引き上げを図ること。

(4) 発達障害をもつ子どもに対する支援

発達障害をもつ子どもに対しては、保育所、幼稚園等において、保育士等と臨床心理士等専門職の連携した早い時期での支援が必要であるが、小規模町村においては臨床心理士等専門職の確保が極めて困難な状況にある。

このため、これら専門職を確保し、小規模町村の保育所等へ派遣するなど支援体制の整備を図ること。

8 地域商工業対策等の推進について

(1) 地場産業の振興と地域産業の自立・活性化

地域に根ざした企業の経営安定や新たな発展に向け、地場産業の技術・製品開発や建設業者等の新分野進出への取り組み等への支援に努めること。

(2) 中心市街地活性化対策

郊外への大型店の進出や後継者不足など極めて厳しい状況が続く地域の商店街の振興を図るため、「新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例」の適正な運用を進めるとともに、町村を始め、地域の関係者が一体となって商店街の再生や魅力向上のために行う、創意あふれる自主的な取り組みに対する支援を一層推進すること。

(3) 官民一体となった観光立県の推進

「新潟県観光立県推進条例」に基づき、交流人口の拡大に向けた中長期の戦略的な取り組みを進めるとともに、地域資源を活用した観光地の新たな魅力づくりと受入体制の確立に取り組み、観光立県の実現を図ること。

また、北陸新幹線の開業に伴う首都圏・関西圏からの誘客増加を図り、開業効果を全県に拡大する取り組みを推進すること。

(4) 企業誘致活動の拡充強化

地域経済の活性化や就業機会の確保に向け、県営産業団地及び町村産業団地等への企業誘致活動をより一層推進すること。

(5) Uターン等の促進による産業人材の確保

活力ある地域産業を担う人材の確保対策として、首都圏大学及び県内企業との連携の拡充や効果的なUターン関連情報の発信などにより、県内企業への就職促進を強化すること。

(6) 中小企業への財政支援

災害等により経営に支障を来している中小企業者の事業の継続と雇用を守るため、融資制度の拡充を図ること。

(7) 東京オリンピック・パラリンピックへの取り組み

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、開催効果が本県の発展につながるよう、合宿・外国人観光客の誘致、県産品のPR等について、市町村、関係団体と連携しながら戦略的に取り組むこと。

9 農業・農村対策の推進について

(1) 安全・安心な県産農産物供給体制の確立

消費者に信頼される安全・安心な県産農産物の供給体制が確立されるよう、関連施策の拡充、強化を図ること。

(2) 新潟米ブランド力の強化

「新潟米」のブランド力のより一層の向上と、消費者の信頼と支持により販売量が拡大するよう、関連施策の拡充、強化を図ること。

(3) 米の消費拡大

消費者ニーズに応じた付加価値の高い米加工食品の開発を促進し、米の需要拡大を図るとともに、米の消費拡大のための啓発活動や海外への販路拡大などに引き続き必要な措置を講じること。

(4) 担い手確保対策の推進

経営体の確保、育成を図るため、経営の多角化・複合化にさらに取り組むとともに、新規就

農の拡大に向けた環境整備の充実を図ること。

(5) 農地の確保

高品質な農作物を効率よく生産できる農地の整備や、多様な作物を安定的に生産できる水田の排水対策を推進し、整備された農地の有効利用と耕作放棄の防止を進めること。

(6) 多面的機能支払交付金の予算確保【新規】

農業の有する多面的機能を支え、地域資源の質的向上を図るため、活動組織の共同活動が計画どおりに実施できる予算額を確保すること。

また、本交付金の活動が円滑に実施されるよう、交付金の早期交付を行うこと。

10 林業振興と森林保全対策の拡充強化について

(1) 森林・林業施策の推進

消費者のニーズに応えた多様で健全な森林の整備や、県産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生に向けた、森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 松くい虫防除対策

海岸保安林等の松くい虫被害の早期終息を図り、国土の保全と良好な地域環境を形成するため、薬剤による防除事業と、マツノザイセンチュウに耐性のある松苗の植栽事業を促進するなど、松くい虫防除事業並びに保安林整備事業を促進すること。

(3) 都市住民への啓発とモデル的施策の推進

都市住民の生活を支えるため「森林山村を育て、水や空気を守る」必要性を広く啓発するとともに、都市地域と山村地域が共存共栄するための、全国に先駆けた新潟県独自のモデル的施策を推進すること。

11 野生動物の保護と農林水産物の被害防止対策について

(1) 生息数調査の推進

鳥獣被害の予防、適切な個体数管理に基づく捕獲等のため、第二種特定鳥獣管理計画及び第11次鳥獣保護管理事業計画等に基づき、クマ、サル、ハクビシン等の生息数の調査を着実に行うこと。

(2) 鳥獣被害防止対策の強化

鳥獣被害防止対策の推進については、県に「鳥獣被害対策本部」及び県、市町村、関係団体

による「鳥獣被害対策チーム」が設置されるなど、総合的な取り組みが行われているところであるが、十分な予算を継続的に確保するとともに、さらに対策を強化すること。

12 道路の整備促進について

(1) 道路事業及び道路関係予算の確保

遅れている道路整備及び維持管理・補修を重点的に推進するため、道路関係予算の確保に努めること。

特に、維持管理・補修については、災害や事故の未然防止の観点から極めて重要であり、地域住民から常に適時適切な対応を求められております。

また、施設の延命化を図るためにも、計画的な施設管理が重要であることから、維持管理・補修事業に要する予算を確保すること。

13 下水道事業等の推進について

(1) 補助制度の充実

未普及地域の早期解消を図るため、補助制度の充実強化を図ること。

(2) 接続率向上に向けた支援措置の強化

処理区域内での下水道等への接続を推進するため、接続率の向上に向けた支援措置を強化すること。

14 地域交通対策の推進について

(1) 地方バス路線の確保

広域的、幹線的な地方バス路線（通院・通勤・通学が主となる高速バス路線を含む）については、その維持について適切な措置を講じるとともに、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、各地域における協議結果については最大限尊重すること。

(2) コミュニティーバス等への助成事業の拡充強化

県内各地で運行されているコミュニティーバス等は、公共交通機関の整備が進んでいない地域の唯一ともいえる交通手段であることから、住民の足として運行の継続が図られるよう「新潟県生活交通確保対策補助金交付要綱」の平均運行回数及び平均乗車密度の要件を緩和すること。

また、豪雪地域における冬期間の安全な運行を確保するため、車両購入費補助金の補助対象車両の地上高要件の緩和など、地域の実情に応じた措置を講じること。

(3) NPO活動、デマンド交通に対する支援

地域住民の足を確保するためのNPO活動及びバス、タクシー等によるデマンド交通に対する財政支援を行うこと。

15 教育施策の推進及び学校支援体制の充実について

(1) 地域教育担当指導主事の配置支援

教職員の指導力の向上及び町村の教育課題に対する適切な対策を講じるため、町村教育委員会が配置する指導主事（地域教育担当指導主事）に対して財政支援を行うこと。

(2) 中等教育学校における学校給食経費に対する財政措置

中等教育学校前期課程に在籍する生徒の給食は、地元給食センター等において調理・配食を行っているが、その維持、運営費はすべて地元自治体が負担している現状にあることから、給食の提供に係る運営経費に対して、応分の財政措置を講じること。

(3) 福祉関係施設の充実

保護者による児童虐待、家庭の教育機能が不十分なことに起因する児童生徒の不良行為など、町村だけでは対応が困難な事例が増えている。そのため、関係機関との連携をさらに強化するとともに、児童相談所、児童自立支援施設、児童養護施設等の増設及びスタッフの増員など受け入れ体制の拡充を図ること。

(4) 教職員の配置

学力の向上、特色ある学校づくり、生徒指導困難校への指導など、各町村の教育施策の実現に応じられる教員を配置すること。

また、それらの教員を養成するための研修制度の拡充を図ること。

(5) カウンセラー関係事業の充実

児童生徒の不登校など生徒指導上の諸問題への教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラー等を小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。

また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するため、スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。

(6) インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育システム構築のため、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供で

きるよう、特別支援教育をハード・ソフト両面から着実に整備すること。

(7) 東京オリンピック・パラリンピックへの取り組み

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、競技力の向上を図るとともに、ジュニア選手等の発掘・育成・強化のための予算を確保すること。

16 離島地域の振興について

(1) 離島地域の医療対策の充実

医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

(2) 離島航路に対する補助制度の確立

離島航路は島民の生命線として極めて重要な交通機関であることから、県において航路補助制度を確立するなど、その維持運営及び新造船建設について適切な措置を講じること。

(3) 離島交付金事業の創設

離島の自立的発展の促進や、島民が安全安心な生活ができるよう特色ある事業を支援するための県単離島交付金の創設を講じること。

(4) 粟島しおかぜ留学に対する支援

しおかぜ留学制度は粟島浦村が始めた独自事業ではあるが、その留学への参加者の半分は県内の他の市町村出身者であり、その地域では解決出来なかった不登校問題の解決についても大きく貢献している。

このようなしおかぜ留学制度を円滑に進めるため、留学生及び管理人に対し適切な助言を与えるカウンセラーを定期的に派遣すること。

17 国への働きかけについて

【地方創生に関する項目】

(1) 地方創生の推進【新規】

町村が総合戦略に基づいた政策目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、既存の補助制度では対応が難しい複合的な事業や、多様な主体による協働あるいは自治体間の連携による事業などにも幅広く活用できるよう、各省縦割りの補助金ではなく、自由度の高い包括的な交付金を新たに創設すること。

また、新たに創設する交付金の規模については、平成26年度補正予算で措置された「地方創

生先行型交付金」を大幅に上回る額を確保するとともに、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とし、その見通しを示すこと。

【災害対策に関する項目】

(1) 災害対策の確立

地震、津波等の大規模かつ広域的な災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、毎年起こりうる豪雪、豪雨等の災害に対しても、より一層の体制強化を図ること。

(2) 防災・減災等に資する国土強靱化の推進

強くしなやかな住民生活の実現を図るため、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進すること。

併せて、今後の社会資本整備については、住民生活の将来を見据えて、計画的な整備を推進するため、必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保すること。

(3) 防災・減災対策、老朽化対策に必要な予算と体制の確保

市町村において、事前防災・減災対策、老朽化対策を計画的に推進するために必要な予算を確保するとともに、点検・補修等に対する補助制度の拡充等の充実を図ること。

また、施設の点検・診断には専門的な技術力やノウハウが必要なことから、人材教育や研修開催等、地域の体制確保に対し支援を図ること。

(4) 津波対策の推進

大津波から地域住民を守るため、津波対策を重点的かつ計画的に推進すること。

(5) 原子力発電所の安全対策等

東京電力福島第一原子力発電所の事故の徹底的な原因究明を行い、原子力発電所の安全対策の徹底を図ること。

また、放射性物質が検出された廃棄物等の処理対策については、統一された基準や対処方法を示すこと。

(6) 情報通信システム整備の推進

非常時において、正確な情報を確実に伝達するため、情報通信システムの整備を推進すること。

(7) 治水事業の推進

近年頻発する豪雨等による河川災害を未然に防止し、県土の保全と民生の安定を図るため、河川改修事業及び河川維持事業並びにダム事業を重点的、効果的かつ計画的に推進すること。

(8) 海岸保全施設の整備

日本海の過酷な海象からの国土保全、及び地域の観光資源としての魅力ある海岸環境を形成するため、海岸の侵食対策事業を促進し、早期の海岸保全施設の整備を図ること。

(9) 砂防関係事業等の推進

集中豪雨や融雪期に多発する土砂災害から、住民の生命と財産を守り、県土の保全と民生の安定を期すため、砂防事業及び地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊防止事業並びに、雪崩対策事業を強力に推進すること。

(10) 風評被害の防止

災害による風評被害は、全県的、長期間に及ぶことから、観光産業や農林漁業等の地場産業を復興し、地域経済を早期に回復させるため、災害時の風評被害防止対策等を確立し、その防止、軽減に努めること。

(11) 空き家対策の確立

昨年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されたところであるが、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し必要な財政上の措置を講じること。

(12) 雪寒地帯の実情を十分に踏まえた地方交付税制度の充実

地方自治体が円滑に雪対策を実施できるよう、地方交付税総額を確保するとともに、積雪による倒壊のおそれがある公共施設等の除却に係る地方債について交付税措置を講じるなどの雪寒地帯の実情を十分に踏まえた財政需要の算定を行うこと。

【地方分権・税財源・道州制に関する項目】

(1) 地方分権の推進

国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進し、二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

(2) 町村税源の充実強化

①地方税の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

なお、その際、地方税は地域偏在性が少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

②償却資産に係る固定資産税の堅持

償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な税源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

③ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

④自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること。

また、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

（３）地方交付税の充実強化

地方交付税は、地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。

また、その財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、多様な町村の財政需要を的確に反映させ、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、その算定方法を見直し、所要額を確保すること。

（４）道州制導入の反対

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならない。

よって、「道州制推進基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対する。

【過疎対策・情報化対策に関する項目】

（１）地方の創生と人口減少の克服

過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、子育て支援、産業振興、雇用拡大等の施策を積極的に推進すること。

（２）財政基盤の確立

地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

(3) 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立

医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。

(4) 高度情報通信等社会の恩恵を享受できるインフラの整備

過疎地域においても高度情報通信等社会の恩恵を享受できるよう、高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図り、地域社会の活性化を促進すること。

(5) 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出

森林の管理、農地の利用、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。

(6) 集落対策の促進と地域の活性化

集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること。

【少子化対策・地域医療対策に関する項目】

(1) 保育サービス支援の拡充・強化

働きながら安心して子供を産み育てる環境を形成するため、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスが提供できるよう、支援策を拡充・強化すること。

(2) 男女共同参画社会づくりの推進

働き方の見直し等、仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」への取り組みを強化するとともに、男女共同参画社会づくりを推進すること。

(3) 若者の就職支援策の推進

若者の職業的自立を促進するため、教育・雇用・産業政策の連携を強化し、総合的・継続的な就職支援策を講じること。

(4) 自治医科大学の拡充

地域医療を担う人材を育成するため、自治医科大学の入学定員を拡大するとともに、国による支援を拡充・強化すること。

(5) 国民健康保険制度の安定運営

この5月に可決・成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく新たな制度の詳細（国民健康保険事業費納付金の算定方法、保険料水準の平準化・保険料算定方式の統一等）やシステムの開発・改修等については地方と十分協議すること。

また、検討事項とされた新制度施行後における都道府県と市町村の役割分担の見直しについては、できるだけ早期に開始すること。

(6) 特定健診、特定保健指導への支援

特定健診、特定保健指導に係る補助を拡充し、町村負担の軽減を図ること。

【農業・林業対策に関する項目】

(1) 中山間地農業への支援

中山間地農業の維持と活性化のため、中山間地域総合整備事業をはじめ各種中山間地域対策を充実すること。

(2) 土地改良予算の確保

土地改良事業は、農業施策の根幹をなす事業であることから、予算の大幅な削減は、老朽化した農業水利施設の維持更新や、食料の安定供給にも大きな影響を与えるため、所要の予算額を確保するとともに、地域の実態に即した効率的な整備を促進すること。

(3) 農林水産物の国際貿易交渉

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意がなされたところであるが、今回の合意は、幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業、特に中山間地域の農業に深刻な打撃を与える懸念がある。このことは、食糧自給率の低下を招くとともに、「美しく活力ある農山漁村」の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となりかねない。

については、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、国内農林水産業の振興及び農山漁村の活力の維持を図ること。

(4) 林道事業及び治山事業の拡充強化

林業振興並びに森林機能、山地災害の防止等が急務であることから、林道事業及び治山事業を拡充強化すること。

(5) 森林の維持・育成のための財源確保

森林のもつ多面的機能の発揮を図るため、森林所有者が行う計画的な森林整備への支援など、森林の適正な維持・育成を図るための予算を確保すること。

(6) 鳥獣被害防止対策への財政支援措置の強化

農作物の鳥獣被害防止対策への財政支援措置を強化すること。

(7) 多面的機能支払交付金の予算確保

農業の有する多面的機能を支え、地域資源の質的向上を図るため、活動組織の共同活動が計

画どおりに実施できる予算額を確保すること。

また、本交付金の活動が円滑に実施されるよう、交付金の早期交付を行うこと。

【道路整備・下水道整備に関する項目】

（１）高速道路の整備促進

「日本海国土軸」の形成を図るため、日本海沿岸東北自動車道の「朝日温海道路」の一刻も早い完成を図り、早期に高速道路ネットワークに取り組むこと。

また、太平洋側との横断軸である上信越自動車道の４車線化の早期完成と磐越自動車道の早期の４車線化を図り、リダンダンシーの確保に取り組むこと。

（２）道路網の整備促進

地方創生を支える国道、県道及び市町村道の整備を促進し、雪や災害に強い道路ネットワークの形成を図ること。

（３）道路環境の整備促進

日常生活での移動に関する支障と住民の不安を解消し、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに配慮した道路環境の整備を図ること。

（４）歩道、自転車道の整備促進

冬期間も含めた歩行者の安全確保対策を促進するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、様々な道路環境に対応した適切な手法により、歩行者・自転車・自動車が互いに安全確保のできる道路整備を図ること。

（５）道路施設点検等の財政支援

橋梁を中心とする市町村の道路施設について、長寿命化に係る点検、計画策定等に要する費用に対し、さらなる財政支援を講じること。

（６）下水道事業における安全安心な地域づくり

近年、頻発する集中豪雨による浸水被害が大きくなっているとともに、地震による被害の可能性も高まっていることから、きめ細かな浸水対策や地震対策を総合的に推進すること。

また、施設の老朽化に伴う事故の発生を未然に防止するため、長寿命化を含めた計画的な改築を推進すること。

（７）下水道事業における地方財政措置の強化

町村の厳しい財政事情を考慮し、地方債制度や交付税措置の充実を図ること。

【教育施策に関する項目】

(1) 特別支援教育に対する財政支援制度の拡充

年々増加するLD、ADHD、自閉症（アスペルガー症候群）など発達障害のある子どもの教育の充実のため、介助員や学習支援員の配置など、特別支援教育に対する財政支援を拡充すること。

(2) カウンセラー関係事業の充実

児童生徒の不登校など生徒指導上の諸問題への教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラー等を小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。

また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するため、スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。

(3) 小中学校の教室冷房化に対する支援の拡充強化

夏休み中の教室活用や2学期制の拡大などにより夏季の教室活用が増加していることから、教育効果を十分に発揮するため、教室冷房化に対する財政的支援を拡充強化すること。

【離島振興に関する項目】

(1) 離島における総合防災対策の充実

地震、津波等に対応するため、観測体制の強化、緊急島外避難、防災情報ネットワーク等の総合防災対策の充実を図ること。

(2) 離島における輸送経費の財政措置

ごみ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者が存在しない離島地域の輸送経費に対して、適切な措置を講じること。

(3) 離島活性化交付金の確保

改正離島振興法に基づき創設された「離島活性化交付金」については、離島の定住促進、交流促進、安全安心の向上に資するため、平成28年度以降も継続すること。